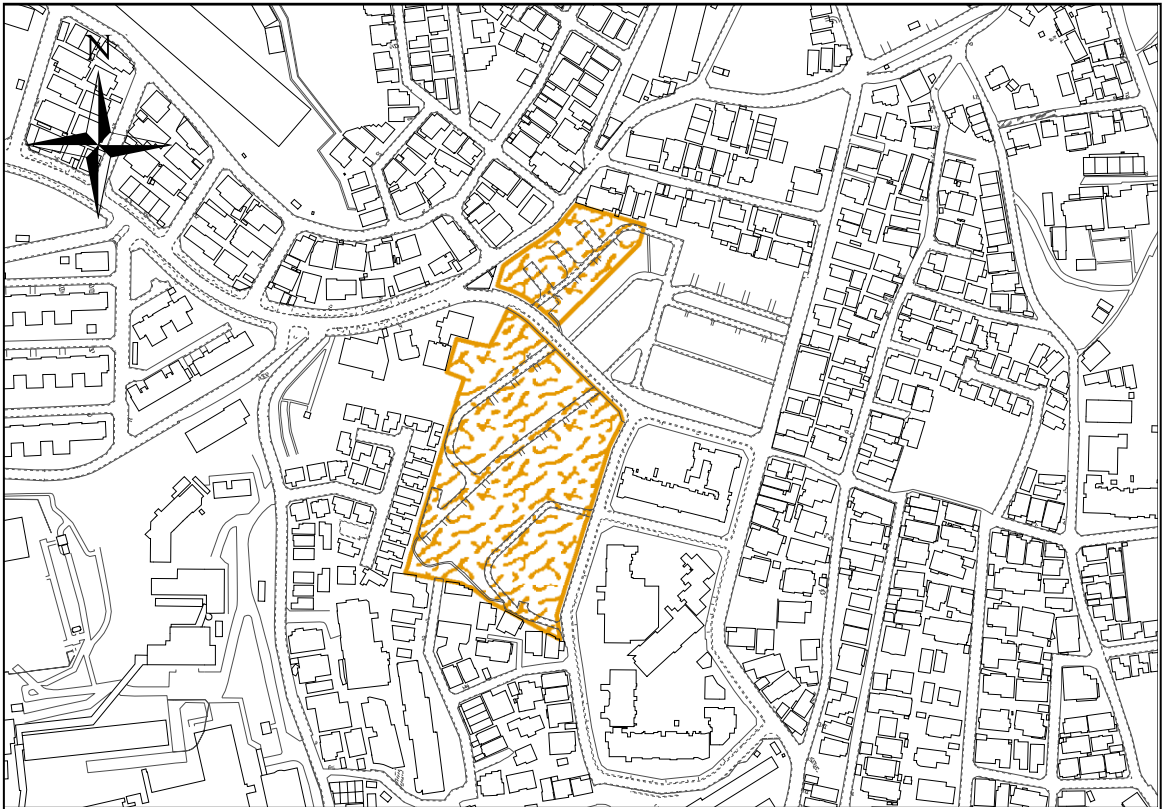


ファインコート豊中刀根山建築協定（抜粋）



（目的）

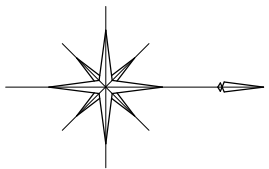
第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第69条及び豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）第21条の規定に基づき、第6条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途、形態、敷地及び位置に関する基準を定め、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

（建築物等の基準）

第7条 協定区域内の建築物等の用途、形態、敷地及び位置は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- （1） 建築物の用途は一戸建ての専用住宅とする。
- （2） 地階を除く階数は2以下とする。
- （3） 建築物の外壁の後退距離は、隣地境界線から0.5m以上としなければならない。ただし、外壁後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、下記ア、イ又はウに該当する場合はこの限りではない。
 - （ア） 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。

- (イ) 軒の高さが2.3 m以下で、壁を有しない簡易な構造の附属自動車車庫。
 - (ウ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内のもの。
- (4) 建築物の敷地面積は、120 m²以上とすること。
 - (5) 「別添：区域図」に示した道路に面して車両の出入口は設けないこと。
 - (6) 敷地内には1台分以上の駐車スペースを確保すること。



建築協定区域面積：8, 274. 41㎡

■：ファインコート豊中刀根山建築協定区域

—：第7条(5)の道路面

別添：区域図